

ハローワークで求職者に向けた

事業所PRを始めました

例えばこんなPRができます！

- ✓ 自社製品の紹介
- ✓ 建物外観、作業風景
- ✓ 会社の理念や強み
- ✓ 独自の取り組み
- ✓ 職場の雰囲気
- ✓ 福利厚生
- ✓ 実際に働いている従業員の声 など

ハローワーク1階待合のモニターでPRポスターを流しています
(*)



求人票 × PR ポスター で貴社の魅力をもっと発信しませんか？

PRポスターならではのメリットがあります！

- 求職者へ気軽にアピールできる
- 求人票では伝えきれない内容を伝えることができる
- 文字だけでなく、画像を使うことで視覚的にわかりやすく伝えることができる
- 求職者が会社に興味をもつきっかけとなる

(*) 他にも、PRポスターの所内配架、求職者向けLINE、ハローワーク尾道HPで周知を行います。

★PRポスターは、A4縦1～2枚。レイアウト自由。以下2点をポスター内に入れて作成すること。

- ・1枚目上方に「ハローワーク尾道 地元企業紹介」
- ・2枚目(1枚目)下方に「お問い合わせ先：ハローワーク尾道 職業相談窓口 TEL：0848-23-8609」

ポスターの作成が難しい場合は御相談ください。ハローワークがお手伝いします。

※窓口状況により、ポスターの作成に時間がかかる場合があります。あらかじめ御了承ください。

★申込み条件

現在有効中の求人があること、かつその求人の有効期限が1ヶ月以上先であること
事業所の所在地もしくは就業場所が尾道所管内(尾道市・世羅郡)にあること

★公開期間

申込み日(水曜日締め)の翌週月曜日から原則4週間。※引き続き公開希望の場合、その旨お知らせください。

申込み方法

「事業所PR申込書」を確認の上、下記アドレス宛まで御連絡ください。その際、**件名：事業所PR情報・本文：①事業所名 ②事業所番号 ③作成方法：自社で作成もしくはハローワークで作成 ④ご担当者の氏名・連絡先**の御記入をお願いします。

【メールの送信先】ハローワーク尾道求人部門 kyujin3404@mhlw.go.jp
(送信間違いのないよう、御確認ください)

お問い合わせ先

ハローワーク尾道 求人担当 ☎0848-23-8609

P Rポスターの申込みにあたって

★確認事項

- ・ 広告目的や、求人内容と関係のない内容は掲載できません。
- ・ 提出されたP Rポスターは、ハローワーク尾道の所内モニターのほか、公式LINEや公式HP等で公開されます。
- ・ P Rポスター内の著作権、肖像権、その他の権利関係についてハローワークは一切責任を負いません。
- ・ P Rポスターの内容をハローワークにて確認し、内容によっては掲載のお断りや修正を依頼することがあります。
- ・ 提出されたデータが予期せず削除されることがあります。コピーデータ等を提出し、会社でもデータの保管をお願いします。
- ・ 掲載期間は原則4週間とします。ただし、申込が多数の場合は短縮等する場合があります。
- ・ ハローワークにて有効中の一般求人があり、かつその求人の有効期限が1ヶ月以上先であることが必須です。
- ・ 事業所の所在地もしくは就業場所が尾道所管内（尾道市・世羅郡）にある会社を対象です。
- ・ システム上の問題等により掲載ができない場合があります。
- ・ P Rポスターの変更や削除を希望する場合は、ハローワークまでお申し出ください。

★P Rポスターの著作権・肖像権について

◆ P Rポスターの提供にあたり、以下の点をご確認ください。

- ・ P Rポスターの情報の著作権が、求人者（事業所）にあること。
- ・ P Rポスター内の情報の著作権・肖像権等が、求人者（事業所）ではなく第三者にある場合は、提出されたP Rポスターがハローワークの求職者の方に向けてインターネット上などで公開されることについて、所有者または本人から承諾を得ること。

P Rポスター申込書

令和 年 月 日

P Rポスターの申込みに当たって、以下の点にチェックをお願いします。

- ☐ 確認事項について了承した。
- ☐ P Rポスターの著作権・肖像権について了承した。

事業所名： _____

所在地 : _____

電話番号： _____

担当者名： _____

メールアドレス： _____ （事業所番号：3404 - - ）